第３号様式（第４条関係）

三浦市指令　第　　　　　号

年　　月　　日

小規模水道施設布設工事不適合（不確認）通知書

　　　　　　　　　　　　様

三浦市長　　　　　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで確認の申請のありました小規模水道施設の布設工事は、三浦市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第５条の規定により同条例第４条の規定による施設基準に適合しない（申請書の添付書類及び図面によっては判断することができない）旨通知します。

１　小規模水道施設の名称

２　小規模水道施設の設置場所

３　適合しない点（判断することができない理由）

（教示）

　１　この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、三浦市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、処分があったことを知った日にかかわらず、異議申立てをすることはできません。

　２　この処分に不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、三浦市を被告として（訴訟代表者は三浦市長となります。）この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、処分があったことを知った日にかかわらず、訴えを提起することはできません。